



## 「加古川水系ダム洪水調節機能協議会」を設立

水害の激甚化を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、加古川水系の河川管理者、ダム管理者、ダム参画利水者及び関係行政機関で構成する「加古川水系ダム洪水調節機能協議会」を設立しました。

令和3年5月10日に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」が公布され、昨年度から取り組んでいる既存ダムの事前放流をより効果的に実施する必要があることから、河川法改正により、利水ダム等の関係者が参画する「ダム洪水調節機能協議会」を創設し、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることとされました。

加古川水系において、「加古川水系ダム洪水調節機能協議会」を9月30日に設立しました。

### 【第1回 加古川水系ダム洪水調節機能協議会】

- 開催方法:書面開催
- 開催期間:令和3年9月27日(月)～9月29日(水)  
会議資料の構成員への配布:令和3年9月27日  
意見提出期限:令和3年9月29日
- 主な内容:加古川水系ダム洪水調節機能協議会 規約の策定について  
協議の公開方針について  
当面の取組について
- 協議会設立:令和3年9月30日(木)
- 資料:別添のとおり

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 兵庫県政記者クラブ

<問合せ先> 加古川水系ダム洪水調節機能協議会 事務局

近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 副所長

河川管理第一課長

ふかざわ ようじ  
深澤 洋二  
こぼやし りさ  
小林 理沙

電話 079-282-8211(代表)

## 加古川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

### (設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「加古川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

### (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、加古川水系における、みくまりダム、鏝市ダム、八幡谷ダム、佐仲ダム、藤岡ダム、権現第一・第三ダム、鴨川ダム、呑吐ダム、大川瀬ダム、糝屋ダムを対象とする。

### (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 協議会には代理出席を認めるものとする。

### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水協定の見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流等の実施に必要なとなるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、姫路河川国道事務所河川管理第一課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 この規約は、令和3年9月30日から施行する。

< >


< >


# 加古川水系ダム洪水調節機能協議会

## 公開方針

協議会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

### 1. 会議の公開

協議会は原則として冒頭あいさつまでを報道機関に公開し、必要に応じ協議会終了後に事務局が説明を行う。

### 2. 会議開催の案内

会議開催の案内は、必要に応じ報道機関に対して情報提供を行う。

### 3. 会議資料の公表

会議資料等については公表を原則とする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

協議会の議事については、出席した構成員の確認を得た後、公表する。

## 加古川水系 ダム洪水調節機能協議会における当面の取組

1. 年1回以上（出水期前）協議会を開催するよう努める。